



発行 東京都

目次

15

条 例

- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例……………（福祉局）…三
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例……………（同）…二
- 東京都女性相談センター条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例……………（同）…六

条例のあらまし

- 東京都立療育センター条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………（同）…三

●児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

- 一 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和五年内閣府令第七二号）の施行による児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第一号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六三号）の改正等に伴い、医療型児童発達支援センターに係る規定を削除するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号）の施行による児童福祉

法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二四年厚生労働省令第一五号）の改正に伴い、医療型児童発達支援に係る規定を削除するほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五三号）

一 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二四年厚生労働省令第一六号）の改正に伴い、移行支援計画の作成等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第五四号）

一 東京都練馬児童相談所の設置に伴い、規定を整備します。

(一) 名称 東京都練馬児童相談所

(二) 位置 東京都練馬区豊玉北五丁目二八番三号

二 この条例は、令和六年六月一日から施行します。

●東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第五五号）

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五二号）の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都女性相談センター条例の一部を改正する条例（条例第五六号）

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五二号）の施行に伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五七号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第三号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七一号）の改正に伴い、障害者の意思決定支援の推進に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五八号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第三号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七四号）の改正に伴い、障害者の意思決定支援の推進に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五九号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一七号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七二号）の改正に伴い、障害者の地域移行を推進するための取組に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六〇号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第一七号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七七号）の改正に伴い、障害者の地域移行を推進するための取組に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六一号）

一 都立施設改革に伴い、東京都清瀬喜望園を社会福祉法人に移譲するため廃止するほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例（条例第六二号）

一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六六号）第二条の規定の施行による児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都立療育センター条例の一部を改正する条例（条例第六三号）

一 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六六号）第二条の規定の

施行による児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（条例第六四号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇四号）の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第六五号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇四号）の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年東京都条例第四百十三号）の一部を次のように改正する。
第三条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十一号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章

医療型児童発達支援センター（第七十七条―第七十九条）」を「第十一章 削除」に、

「第十五章 雑則（第百条―第百二条）」を

「第十五章 里親支援センター（第百条―第百五条）」

「第十六章 雑則（第百六条―第百八条）」

「第二条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第十四条第一項及び第二十条の三第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童

家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十条中「乳幼児について」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十二条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第六十一条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十二条第三号イ及び第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五号イ中

「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第六十三条第九項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第七十一条第四項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第七十三条各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「次のとおり」を「発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 前二項に掲げるもののほか、児童発達支援センターの設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

第七十四条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項ただし書中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第七十四条中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、同条第八項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「第七十八条第二項において同じ。」を削り、同項を同条第五項とする。

第七十五条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(心理学的及び精神医学的診査)

第七十五条の二 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神

医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第七十六条第一項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第七十七条から第七十九条まで 削除

第八十六条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第九十九条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第一百二条を第八十八条とし、第一百一条を第七十七条とし、第一百条を第六十六条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

(設備の基準)

第一百条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号及び第五号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第一百一条 里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第一百二条 里親支援センターの長は、次のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項

に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百三条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第百四条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第三十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「第三十七条」とあるのは、「第四十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第百五条 里親支援センターの長は、東京都、区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第七十三条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第七十四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧条例」という。)第七十三条第一号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第三号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第七十三条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第七十三条第一号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第三号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第七十四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることことができる。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十二号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成
二十四年東京都条例第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針(第六十条)

目次中 第二節 人員に関する基準(第六十一条・第六十二条) を「第三章 削

第三節 設備に関する基準(第六十三条)

第四節 運営に関する基準(第六十四条・第六十九条)」

除」に改める。

第二条第二項第一号中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改め、
同項第十四号中「、第六十条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第四条中「、指導及び訓練を」を削り、「効果的に」の下に「支援し、又はこれに併
せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。
以下同じ。)」を加える。

第六条第三項を次のように改める。

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合
には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる
数の従業者を置かなければならない。

第六条第四項を削る。

第七条第二項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所
以外の」に改める。

第九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練
室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同
じ」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条
第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医
務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければ
ならない。

第十条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項ただし書中「場合は」の下に「、
第二項に掲げる設備を除き」を加える。

第十二条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じ
て、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育
成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第三十条第四項に規定する領
域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」と
いう。)の観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の
意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、
同条第六項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指
定障害児相談支援を提供する者」を加え、同条に次の一項を加える。

10 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活
又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をでき
る限り尊重するよう努めなければならない。

第二十七条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次
の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基
準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自
由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二
項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健
康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十八条中「指定障害児通所支援事業者等(法第二十一条の五の三第一項に規定す
る指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。)」を「指定障害児
通所支援事業者」に、「指定障害児通所支援事業者等に」を「指定障害児通所支援事業

者に」に改める。

第二十九条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第三十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定児童発達支援の取扱方針)」を付し、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)」による評価(以下この条において「保護者評価」という。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならない。

第三十条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第三十条の次に次の二条を加える。

第三十条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第三十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用すること

により、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。

第三十二条の見出しを「(支援)」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十七条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第三十八条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

第四十条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)」に改める。

第四十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第五十五条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第三章 削除

第六十条から第六十九条まで 削除

第七十条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十三条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十九条の九中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、「(除く。)」まで」の下に、「第三十条の二」を加え、「第四十七条、第四十八条」を「から第四十八条まで」に改め、「第五十三条及び第六十八条の二」を「及び第五十三条」に、「第二十六条第二項ただし書」を「第十二条第四項中「第三十条第四項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)」の観点を踏まえた」とあるのは「第三十条第四項に規定する領域との

関連性を踏まえた」と、第四十六条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第二十六条第二項ただし書に改める。

第八十七条中「及び第五項」を削り、「第三十一条、第三十二条」を「第三十条の三から第三十二条まで」に、「第四十五条、第四十七条、第四十八条」を「第四十五条から第四十八条まで」に改め、「第六十八条の二」を削り、「保育所等訪問支援計画」との下に「第十二条第四項中「第三十条第四項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、第十二条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「第七十九条の七第二項」との下に「第三十条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」とを、「勤務体制」との下に「第四十六条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第八十八条第一項中「第六十一条、」及び「第六十一条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。

第九十一条第一項中「第六十九条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第六条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第三項に規定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第六条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第六条第三項に規定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新条例第三十条の二（新条例第五十三条の五、第五十七条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条及び第七十九条の九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、第三十条の二中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十三号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号、第六号及び第十一号中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第三条第一項中「（以下「障害者総合支援法」という。）」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害福祉サービス」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を加え、「当該入所支援計画」を「これ」に改め、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「及び」という。）」を削る。

第四条第二項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第五条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第七条第一項中「第八項まで」の下に「及び第十項から第十二項まで」を加え、同条第二項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、当該障害児の年齢

及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条に次の六項を加える。

10 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

11 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

12 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

13 第三項、第五項及び第六項の規定は、第十項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

14 第三項、第五項、第六項、第八項、第十項及び第十一項の規定は、第十二項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

15 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十五条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定

入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十八条の見出しを「(支援)」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十七条第一項中「をいう。」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十四条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。
第五十条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

東京都練馬区児童相談所

東京都練馬区豊玉北五丁目二十
八番三号

練馬区

附 則

この条例は、令和六年六月一日から施行する。

東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

第五十一条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十二条第一項第二号を次のように改める。

二 支援室

第五十二条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十四条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に規定する日から施行する。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十四号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例(昭和二十八年東京都条例第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表東京都児童相談センターの項中「渋谷区 練馬区」を「渋谷区」に改め、同表東京都北児童相談所の項の次に次のように加える。

●東京都条例第五十五号

東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

東京都知事 小 池 百合子

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 設備及び運営に関する基準 (第五条―第二十二條)

第三章 雑則 (第二十三條―第二十五條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」とい
う。)第六十五条第一項の規定に基づき、東京都における女性自立支援施設(困難な
問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項
に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以
下この章において「基準」という。)を定めるものとする。

(基準の意義)

第二条 この基準は、女性自立支援施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、女
性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、心身ともに健やかに、かつ、
自立に向けて支援されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第三条 知事は、基準を常に向上させるよう努めるものとする。

2 女性自立支援施設は、基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければな
らない。

3 基準を超えて設備を有し、又は運営する女性自立支援施設は、基準を理由として、
設備又は運営を低下させてはならない。

(女性自立支援施設の基本方針)

第四条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する
高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた
自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

第二章 設備及び運営に関する基準

(職員配置の基準)

第五条 女性自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理
業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、第三号の職員を置かないことが

できる。

一 施設長

二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一
項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員

三 栄養士又は調理員

四 看護師又は心理療法担当職員

五 事務員

六 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でな
ければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項各号に規定する職員の員数については、東京都規則(以下「規則」とい
う。)で定める基準を満たさなければならない。

(施設長の資格要件)

第六条 施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識
見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 法第十八条第一項に規定する社会福祉主事の資格を有する者又は法第二条第一項
に規定する社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に
三年以上従事した者であること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(構造設備の一般原則)

第七条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者
の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮され
たものでなければならない。

(設備の基準)

第八条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を
除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号
の二に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する

準耐火建築物をいう。)としなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められた女性自立支援施設の建物の場合、この限りでない。

2 女性自立支援施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室兼談話室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 宿直室
- 十一 事務室
- 十二 相談室
- 十三 作業室
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備については、規則で定める基準を満たさなければならない。

(居室の定員)

第九条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心

身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個々の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(保健衛生)

第十一条 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう入浴させ、又は清しきしなければならない。

(食事の提供)

第十二条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(入所者の健康診断)

第十三条 女性自立支援施設は、入所者について、毎年、定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十四条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労

働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより管理しなければならない。

（帳簿の整備）

第十五条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第十六条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第十七条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第十八条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第二十条第四項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第十九条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及びび次条第四項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。

3 女性自立支援施設は、定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第二十条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。

3 女性自立支援施設は、定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

（業務の質の評価等）

第二十一条 女性自立支援施設は、その業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第二十二条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭

和二十二年法律第六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百二十二号) 第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号) 第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) 第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第三章 雑則

(電磁的記録)

第二十三条 女性自立支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(適用除外)

第二十四条 この条例の規定は、八王子市の区域における女性自立支援施設(当該区域に存する東京都が設置する女性自立支援施設を除く。)については、適用しない。

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

2 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百十五号)は、廃止する。

(施設長の任用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧条例」という。)第六条により施設長に任用されている者は、第六条により任用された者とみなす。

(設備の基準に関する経過措置)

4 平成十四年四月一日前から存する女性自立支援施設の建物については、第八条第一項の規定は、適用しない。

(居室の定員に関する経過措置)

5 この条例の施行前に設置された女性自立支援施設における居室の定員については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第九条によることができる。ただし、女性自立支援施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

東京都女性相談センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十六号

東京都女性相談センター条例の一部を改正する条例

東京都女性相談センター条例(昭和五十二年東京都条例第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都女性相談支援センター条例

第一条第一項中「緊急の保護又は自立のための援助を必要とする」を「困難な問題を抱える」に、「者の監護する児童に対し、生活各般の相談、指導及び援護」を「同伴する家族に対する支援」に、「東京都女性相談センター」を「東京都女性相談支援センター」と改める。

一」に改め、同条第二項中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第一項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「法」という。)(第九条第一項)に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第三項中「東京都女性相談センター多摩支所」を「東京都女性相談支援センター多摩支所」に改める。

第二条各号を次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は法第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。)の安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

第三条第一号中「指導」を「援助」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条第三号中「できなくなつた」を「できなくなった」に改める。

附則第三項中「もつて」を「もつて」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五十七号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十七条の四」を「第百四十七条の五」に改める。

第二条第一項第十六号中「指定障害児通所支援基準条例第六十条に規定する指定

医療型児童発達支援の事業」を削る。

第六条第二項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第十条第三項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。))を加え、同条に次の一項を加える。

5 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第四十五条第二項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業以外の」に改める。

第五十条第二項中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、同条第三項中

「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十四条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「適切な方法により」を加え、「行い」を「行うとともに、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「開催し」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「とともに」を「ほか」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
第五十四条に次の一項を加える。

11 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
第六十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
第七十八条中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
第五十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
第百十八条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその

同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百一十一条中「第十二条」を「第十条第五項、第十二条」に改める。
第四百一十一条中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
第四百四十七条中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第四百四十七条の四を第四百四十七条の五とし、第四百四十七条の三を第四百四十七条の四とし、第四百四十七条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第四百四十七条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

第四百四十八条中「基準該当障害福祉サービス（）」の下に「第四百四十八条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加える。

第四百四十八条の二の次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第四百四十八条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所

（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練

（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関して病院等基準該当自立訓練

（機能訓練）事業者は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

第百五十七條及び第百七十条中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」

で、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第百八十八条中「第百四十五条」の下に、「第百七十八条第六項」を、「準用する前条」との下に、「第百七十八条第六項中「賃金及び工賃」とあるのは「第百八十七条第一項の工賃」と」を加える。

第百九十二条中「第百四十五条」の下に、「第百七十八条第六項」を加え、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、「準用する前条」との下に、「第百七十八条第六項中「賃金及び工賃」とあるのは「第百九十一条第一項の工賃」と」を加える。

第百九十二条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十二条の七中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させた」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「指定障害福祉サービス事業者」の下に「であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」を加える。

第百九十二条の十二中「第九項」を「第十項」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第百九十二条の十七を次のように改める。

第百九十二条の十七 削除

第百九十二条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第百九十二条の二十中「第九項まで」を「第十項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第百九十三条中「並びに」を「及び」に、「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第百九十六条の二中「第八項」を「第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十七条の三第三項中「適切な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百九十七条の六中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第百九十七条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百九十七条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに区市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第百九十九条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会

を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第九十八条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第一項の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第九十九条中「第九項」を「第十項」に、「第七十三条から第七十五条まで」を「第七十四条、第七十五条」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第九十九条の二中「入浴、排せつ、食事」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の十の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」

を「実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第九十九条の十一中「第九項」を「第十項」に、「第七十三条から第七十五条まで」を「第七十四条、第七十五条」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第九十九条の十二中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の十三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の二十二中「第九項」を「第十項」に、「第七十三条から第七十五条

まで」を「第七十四条、第七十五条」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第二百条第一項中「、指定医療型児童発達支援事業所(指定障害児通所支援基準条例第六十一条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)」を削り、同条第二項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百五条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百六条第二項ただし書中「他の職務」の下に「又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務」を加える。

第二百八条第一項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第二百九条第一項中「第四百七十七条の四」を「第四百七十七条の五」に改める。

附則第五条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第二条 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 基準該当自立訓練(生活訓練)に関する基準(第百五十八条―第百五十九条)」を

「第六節 基準該当自立訓練(生活訓練)に関する基準(第百五十八条

―第百五十九条)

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針(第百五十九条の二)

第二節 人員に関する基準(第百五十九条の三・第百五十九条の四)

第三節 設備に関する基準(第百五十九条の五)

第四節 運営に関する基準(第百五十九条の六―第百五十九条の九)

第二条第一項第二号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

第三条第一項中「及び第七章」を「、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第百五十九条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第百五十九条の三 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。)を規則で定める基準により置かなければならない。

(準用)

第百五十九条の四 第五十一条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第百五十九条の五 第八十一条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第百五十九条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第百五十九条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機

会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第五百五十九条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第五百五十九条の九 第十二条の二から第二十四条まで、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十六条、第六十二条、第六十

三条、第六十九条、第七十三条から第七十五条（第二項第一号を除く。）まで、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第八十七条から第九十二条まで、第四百四十四条、第五百五十五条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五百五十九条の九において準用する第四百四十四条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第五百五十九条の九において準用する第四百四十四条第二項」と、第六十二条第一項中「療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十五条第二項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第五百五十九条の九において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第五百五十九条の九において準用する第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第五百五十九条の九」と、第八十二条中「第九十二条第一項」とあるのは「第五百五十九条の九において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第五百五十九条の九において準用する前条」と、第五百五十五条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）以下この項において同じ。」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第六百六十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第六百八十三条中「及び第四百四十五条」を、「第四百四十五条及び第六百六十九条の二」に改める。

第六百八十八条及び第九十二条中「第四百四十五条」の下に、「第六百六十九条の二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四百号)附則第一条第四号に規定する日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第百九十七条の七(改正後の条例第百九十九条の二十二において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第百九十九条の十の規定の適用については、改正後の条例第百九十七条の七第二項及び第三項並びに第百九十九条の十第二項及び第三項中「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、改正後の条例第百九十七条の七第四項及び第百九十九条の十第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十八号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を

改正する条例

第一条 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十一条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「、適切な方法により」を加え、「行い」を「行うとともに」、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「とともに」を「ほか」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

11 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第三十三条及び第五十一条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第三十一条第二項第一号」を「第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第三十一条第二項第一号」に改める。

第五十九条中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第三十一条第二項第一号」を「第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第三十一条第二項第一号」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(規模)

第六十二条の二 就労移行支援事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならぬ。

第六十八条中「から第四十条まで」を、「第三十六条から第四十条まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第三十一条第二項第一号」を「第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第三十一条第二項第一号」に改める。

第八十六条第一項中「指定医療型児童発達支援（同条例第六十条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第二条 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十五条―第五十九条）」を

「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十五条―第五十九条）」に改める。

第五章の二 就労選択支援（第五十九条の二―第五十九条の八）」

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第十一条第六項中「情報通信機器」の下に「（以下「テレビ電話装置等」という。）」を加え、同条第七項中「行う者」の下に「（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(基本方針)

第五十九条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を

営むことができるよう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(従業者の配置の基準)

第五十九条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

一 管理者（就労選択支援事業所の長をいう。）

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）

(規模)

第五十九条の四 就労選択支援事業所の規模は、規則で定める基準を満たさなければならぬ。

(実施主体)

第五十九条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第五十九条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもってアセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉

サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。
（関係機関との連絡調整等の実施）

第五十九条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第五十九条の八 第十条（第二項を除く。）、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条（第二項第一号を除く。）まで、第三十四条、第三十七条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条及び第四十四条から第四十八条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第三十一条第二項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第二十九条第一項」と、第十七条第一項中「療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等にに応じて」とある

のは「利用者の心身の状況等にに応じて」と読み替えるものとする。
第六十七条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第六十七条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十二条中「及び第五十二条」を「、第五十二条及び第六十七条の二」に改める。
第八十五条中「第五十二条」の下に「、第六十七条の二」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十九条

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十六号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害者福

社サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第四条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十一条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「、適切な方法により」を加え、「この条において」を削り、「行い」を「行う」ともに、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第十一条の三第一項の地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十一条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「担当者等」の下に「（第十一条の三第一項の地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「とともに」を「ほか」に改め、「情報通信機器」の下に「（以下「テレビ電話装置等」という。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

11 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第十一条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第十一条の二 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第十一条の三 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した

内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十一条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第一項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第十五条第三項中「特別区及び市町村（以下「**ア**」及び「**イ**」という。）を削る。
第三十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第四十八条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「**第二種協定指定医療機関**」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「**施行日**」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障

害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「**改正後の条例**」という。）第十一条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「**設けなければならない**」とあるのは「**設けるよう努めなければならない**」と、同条第四項中「**公表しなければならない**」とあるのは「**公表するよう努めなければならない**」とする。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の条例第十一条の三の規定の適用については、同条第一項中「**選任しなければならない**」とあるのは「**選任するよう努めなければならない**」と、同条第二項中「**報告しなければならない**」とあるのは「**報告するよう努めなければならない**」とする。

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

東京都条例第六十号

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う

者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第四条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十二条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「、適切な方法により」を加え、「この条において」を削り、「行い」を「行う」ともに、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第十二条の三第一項の地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十二条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「担当者等」の下に「（第十二条の三第一項の地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「とともに」を「ほか」に改め、「情報通信機器」の下に「（以下「テレビ電話装置等」という。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十二条に次の一項を加える。
11 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
第十二条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第十二条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住

民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第十二条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十二条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第一項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第

七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第十七条第一項中「特別区及び市町村（以下「**区**」及び「**市**」という。）を削る。

第二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第三十七条第一項中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「**第二種協定指定医療機関**」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「**施行日**」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「**改正後の条例**」という。）第十二条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければならない

い」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の条例第十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければならない」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第二項中「報告しなければならない」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十一号

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「東京都清瀬喜望園、」を削る。

第六条第一項第一号イ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

別表障害者支援施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十二号

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四十三条第二号」を「第四十三条」に、「医療型児童発達支援セ

ンター」を「児童発達支援センター」に改める。
 第一条の二第二号中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同条第三号中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第五項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都立療育センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十三号

東京都立療育センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育センター条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第四十三条第二号」を「第四十三条」に、「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同項第三号中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第五項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年東京都条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十五号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和六十年東京都条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「指導」を「援助」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 九〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

